



2021年4月26日

各 位

会社名 株式会社 幸和製作所
代表者名 代表取締役社長 玉田 秀明
(コード番号: 7807 東証 JASDAQ)
問合せ先 統括部長 山川 晋
(TEL. 072-238-0605)

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款の一部変更および 役員人事のお知らせ

当社は、2021年4月14日に公表いたしました「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、2021年5月28日開催予定の第34期定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することを決定しております。これに伴い、2021年4月26日開催の臨時取締役会において、下記のとおり、同定時株主総会に付議する定款の一部変更および役員候補者を決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規程の新設ならびに監査役会および監査役に関する規程の削除等、所要の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款一部変更のための株主総会開催日 2021年5月28日(予定)

定款一部変更の効力発生日 2021年5月28日(予定)

2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者

| 氏名 | 新役職(予定) | 現役職 |
|-------|---------|-----|
| 玉田 栄一 | 取締役会長 | 同左 |
| 玉田 秀明 | 代表取締役社長 | 同左 |
| 植田 樹 | 取締役 | 同左 |

(2) 監査等委員である取締役候補者

| 氏名 | 新役職(予定) | 現役職 |
|-------|-------------|-------|
| 藤田 清文 | 社外取締役 監査等委員 | 社外取締役 |
| 小島 幸保 | 社外取締役 監査等委員 | 社外監査役 |
| 加藤 伸隆 | 社外取締役 監査等委員 | 新任 |

※新任監査等委員である取締役候補者

加藤 伸隆

1998年10月 センチュリー監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所

2002年5月 公認会計士登録

2003年1月 新日本監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）退所

2003年2月 税理士事務所陽光（現税理士法人陽光）入所

2003年9月 税理士登録

2013年6月 税理士法人陽光退所

2013年7月 加藤会計事務所開設 所長（現任）

（重要な兼職の状況）

加藤会計事務所所長

(3) 補欠監査等委員である取締役候補者

| 氏名 | 現役職 |
|-------|--------|
| 高森 裕行 | 内部監査室長 |

(4) 退任予定役員

| 氏名 | 現役職 |
|-------|-------|
| 市原 貴 | 常勤監査役 |
| 三村 淳司 | 社外監査役 |

以上

(別紙)

(下線部が変更箇所であります)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| 第1条～第3条 (条文省略) | 第1条～第3条 (現行どおり) |
| (機関) | (機関) |
| 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人 | 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <削除> (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人 |
| 第5条～第17条 (条文省略) | 第5条～第17条 (現行どおり) |
| 第4章 取締役および取締役会 | 第4章 取締役および取締役会ならびに <u>監査等委員会</u> |
| (員数) | (員数) |
| 第18条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設) | 第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は10名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> |
| (選任方法) | (選任方法) |
| 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略) (新設) | 第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) <u>4. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> <u>5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> |
| (任期) | (任期) |
| 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>増員または補欠として選任された</u> | 第20条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、選任後 <u>1年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除) |

取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(新設)

(新設)

第 21 条～第 22 条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(新設)

(新設)

第 25 条 (条文省略)

(新設)

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 21 条～第 22 条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(監査等委員会の招集通知)

第 25 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役への委任)

第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 27 条 (現行どおり)

(監査等委員会規定)

第 28 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員

| | |
|--|---|
| <p><u>対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> | |
| <p>(監査役の決議の方法)</p> | (削除) |
| <p><u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> | |
| <p>(監査役会規定)</p> | (削除) |
| <p><u>第35条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定める場合を除き、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p> | |
| <p>(報酬等)</p> | (削除) |
| <p><u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | |
| <p>(監査役の責任免除)</p> | (削除) |
| <p><u>第37条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> | |
| <p>2. <u>当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> | (削除) |
| <p>第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第39条（条文省略）</p> | <p>第5章 会計監査人</p> <p>第31条～第32条（現行どおり）</p> |
| <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> | <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> |
| <p>第7章 計算</p> <p>第41条（条文省略）</p> | <p>第6章 計算</p> <p>第34条（現行どおり）</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第</p> |

(期末配当金)

第 42 条 当社は、株主総会の決議によつて、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

<新設>

(新設)

(中間配当金)

第 43 条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年 8 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金の除斥期間)

第 44 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

(新設)

459 条第 1 項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当)

第 36 条 当社は、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

2. 当社は、毎年 8 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。

3. 当社は、前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(削除)

(配当金の除斥期間)

第 37 条 配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

1. 当社は、第 34 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第 34 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお 34 期定時株主総

| | |
|--|--|
| | <u>会の決議による変更前の定款第 37 条第 2 項の定めるところによる。</u> |
|--|--|